

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

年 月 日付で行った千葉県における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準（以下「基準」という。）第3条の規定に基づく申請について、下記のとおり誓約します。

また、基準第2条第2項各号に規定する各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、本認定申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、必要な官公庁（千葉県警察本部等）に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、認定が受けられないこと又は認定が取り消されることになっても異議はありません。これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 基準第2条第1項第2号のとおり、生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- 3 基準第2条第1項第3号のとおり、生活困窮者就労訓練事業の実施に際し、千葉県に生活の本拠を有する生活困窮者を受け入れること。
- 4 基準第2条第1項第4号のとおり、就労訓練事業の実施について、適切な業務遂行能力を有していること。
- 5 基準第2条第1項第5号から第8号までのいずれにも該当していること。

（参考）基準第2条第1項第5号から第8号

- （5）法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- （6）公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- （7）税を滞納していないこと。
- （8）その他、県が必要と認めた指導に従うこと。